

妊婦健康診査における子宮がん検診の精度管理事業の取扱いについて

1 実施にあたって

- ① 一次検診を他県で実施した者については、一次検診の結果のみ本事業の取扱いとする。
- ② 妊婦健康診査の一環として子宮頸がん検診を実施しているため、県内統一の埼玉県妊婦子宮頸がん検診精密検査紹介状及び結果連絡票（以下「連絡票」という。）を用いる。連絡票については当面、県が作成し必要部数を市町村に配布する。
あわせて、県ホームページにも連絡票様式を掲載する。
- ③ 連絡票は、一次検診機関の医療機関にその医療機関の所在する市町村が配布し、一次検診機関が保管し、不足する場合は市町村へ必要部数を請求する。
- ④ 本事業の実施にあたっては個人情報を取り扱うため、受診者に十分な説明を行うとともに、取り扱いには十分に注意する。

2 一次検診医療機関における精密検査の取扱いについて

- ① 一次検診機関で精密検査を実施した場合は、連絡票に精密検査結果を記載し、受診者の居住する市町村へ送付する。
- ② 他の医療機関へ受診者を紹介する場合は、連絡票の一次検診機関記入欄に記載し、連絡票を受診者へ渡し、精密検査実施医療機関へ提出するよう伝える。
- ③ 他県の医療機関で精密検査を実施する場合は、連絡票と連絡票送付先（妊婦健康診査委託料請求先）（別紙）を併せて受診者に渡し、精密検査実施医療機関へ提出するよう伝える。
- ④ 精密検査結果の把握に努める。
- ⑤ 精密検査を他県で実施し、市町村に結果が提供されていない場合は、できる限り可能な範囲で市町村に情報の提供を行う。

3 精密検査実施医療機関における連絡票の取扱いについて

- ① 精密検査を実施した場合は、連絡票の2枚目「一次検診医療機関用」を受診者に渡すなどにより、一次検診実施医療機関に精密検査結果の提供を行う。
- ② 連絡票の3枚目「市町村送付用」については、受診者市町村の連絡票送付先（妊婦健康診査委託料請求先）（別紙）に、一次検診の請求に併せて送付するものとする。

妊婦健康診査における
子宮頸がん検診の精度管理事業フローチャート

